



ごみ・生活環境

問い合わせ先(環境部)

家庭ごみの分別方法、一般廃棄物収集運搬業許可業者について(自己搬入できない場合)	廃棄物対策課 ☎0742-71-3001
家庭ごみの収集、犬・猫等の死体の収集及び運搬	収集課 ☎0742-71-3012
町内清掃、不法投棄(産業廃棄物を除く)	まち美化推進課 ☎0742-71-3003
大型ごみ収集・持込ごみ申込(産業廃棄物を除く)	申込専用電話 ☎0742-71-9011 インターネット 受付相談窓口 ☎0742-71-9202
自己搬入ごみの内容確認	環境清美工場 ☎0742-71-3000
再生資源の収集	リサイクル推進課 ☎0742-33-5380

ごみ分別アプリ

簡単・便利にごみ出しの日の確認、ごみの分別ができるよう、スマートフォン・タブレット等で利用できる「奈良市ごみ分別アプリ」を配信しています。

Android
端末用



iPhone・iPad
端末用



ごみ処理



ごみは、「ごみ収集指定日」に出してください。大型ごみについては、「リクエスト収集」(☎0742-71-9011)を利用してください。

市が収集しないごみ

	出す前の注意点
事業系ごみ	環境清美センターへ自己搬入するか奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)に依頼してください。
一時多量ごみ 引越し等により 多量に出るごみ	- 環境清美センターへ自己搬入するか奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)に依頼してください。 - 自己搬入する際は、市ホームページを確認の上、分別してください。

大型ごみの回収

☎まち美化推進課 ☎0742-71-3220

家電製品や家具、自転車、ふとん、じゅうたん、自分で剪定した植木の枝葉・落葉・草等の大型ごみの回収を行います。

予約方法

回収は予約制です。申込履歴の有無や居住地域により、申込方法が異なります。

●1年以内に収集を申し込んだことのある人

インターネット(<https://www.city.nara.lg.jp/site/gomi-syusyu/121812.html>)で受付可能です。

奈良市 大型ごみ インターネット





●1年以内に申込がない人

電話での申込になります。

①奈良市が収集している区域(☎0742-71-9011)

※月～金曜日(祝日可)の午前8時～午後3時

②株式会社奈良市清美公社が収集している区域(☎0742-33-8782)

※月～金曜日(祝日可)の午前8時30分～午後5時

<注意>

※電話が大変混み合います。1年以内に収集を申し込んだことのある人はインターネット申込を利用してください。

※申込専用電話は週の後半になると比較的つながりやすくなります。

ごみの自己搬入(持ち込みごみ)

環境清美センター(左京五丁目2)に一時多量ごみ等を自己搬入できます。利用には事前申し込みが必要です。

予約方法

予約方法はインターネット、電話で受け付けています。

●インターネット受付

初めての人も申込できます。

(<https://www.city.nara.lg.jp/site/gomi-syusyu/59895.html>)



奈良市 持ち込みごみ インターネット 🔍

●電話受付

持ち込みごみ予約電話(☎0742-71-9011)

※月～金曜日(祝日可)の午前8時～午後3時

<注意>

※電話が大変混み合います。初めての人もインターネットで申

込可能ですので、ぜひ利用してください。

持込ごみの内容等、予約以外のことに関する問合せは☎0742-71-3000へ。

●搬入時間

月～金曜日(祝日可)の午前9時～午後4時半

●料 金

10kgにつき100円(家庭ごみの自己搬入は100kgまで無料、超える場合は100kgを控除して計算)。事業系ごみの自己搬入は10kgにつき160円

再生資源の拠点回収場所

市役所等の公共施設では、再生資源となる「空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック」を回収しています。

(ガラスびんは、拠点回収場所での回収を行っていません)

拠点回収場所	市役所(北棟出入口) 北部出張所、月ヶ瀬・都祁行政センター、明治連絡所
拠点回収場所	生涯学習センター、公民館16か所。(西部、三笠、登美ヶ丘、柳生、興東、月ヶ瀬、都祁、分館、地域の集会所を除く)、京西平松分館 東・南人権文化センター

※市役所、出張所、行政センター、連絡所、人権文化センターは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。

※公民館、生涯学習センターは、月曜日・祝日(月曜日に当たるときはその翌日)及び年末年始は休みです。

※回収容器には、再生資源となるもの以外は入れないようにお願いします。(袋ごと入れたり、ごみといっしょに入れないでください)



産業廃棄物

産業廃棄物対策課 ☎0742-71-2226

産業廃棄物処理施設・処理業の許可に関することや、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の促進(産業廃棄物の不法投棄の防止等)に関することを行っています。

自動車リサイクル

産業廃棄物対策課 ☎0742-71-2226

自動車リサイクル法関係業の登録・許可に関することを行っています。なお、平成17年1月1日以降、自動車を所有している人はリサイクル料金を負担する必要があります。

ポイ捨ての防止

環境政策課 ☎0742-34-4591

まちの美観の維持増進を図るため、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす等の「ポイ捨て」行為に対して、「美化促進重点地域」を定め当該地域の美観の維持に努めています。

公害

保健・環境検査課 ☎0742-93-8477

公害苦情相談

日常生活において、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音、振動等の公害で困っている場合は、保健・環境検査課へ。

光化学スモッグについて

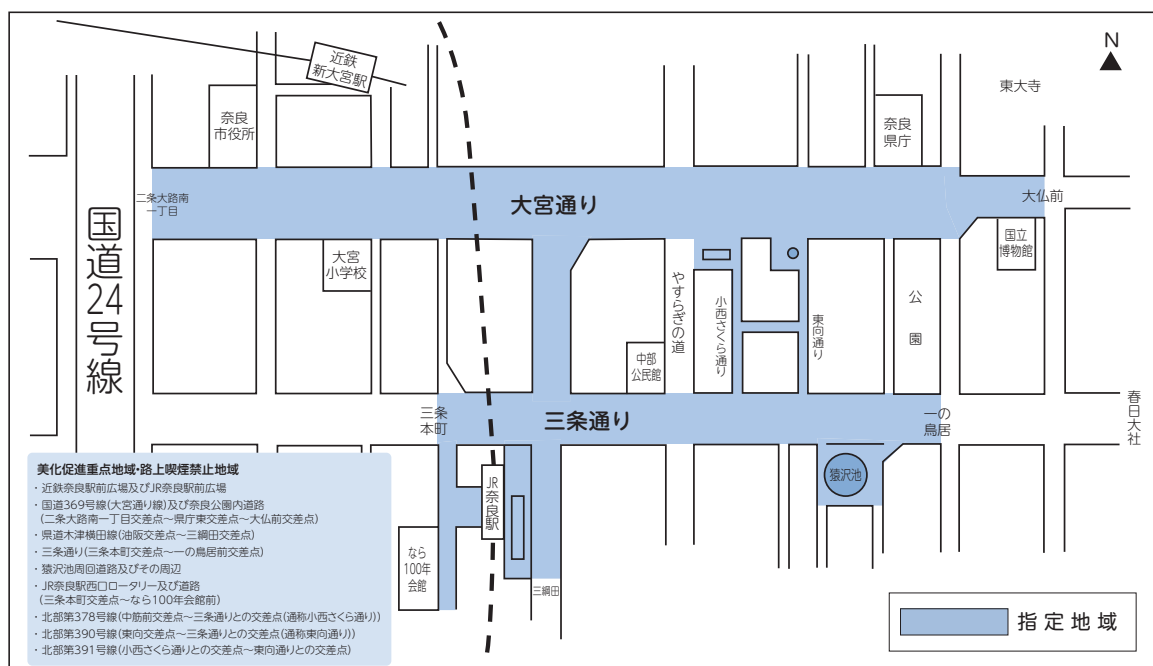
光化学スモッグとは、自動車や工場の排出ガス等に含まれている物質が、太陽の光により化学反応を起こし発生するものです。目がチカチカする、のどが痛い等の症状が起こる場合があります。奈良市では、光化学スモッグによる健康被害を防止するために5月初旬から9月末までの間、オキシダント濃度が一定基準を超えた時は、予報、注意報、警報、重大警報の発令のお知らせをしています。市のホームページの環境に関するページから環境省ホームページ大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」(<https://soramame.env.go.jp>)、奈良県大気環境常時監視システム(<https://nara-taiki.jp>)へリンクし、市内の光化学オキシダント濃度など大気汚染状況を見ることができます。

路上喫煙の防止

環境政策課 ☎0742-34-4591

国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的として、「路上喫煙禁止地域」を定めて巡回啓発・指導や街頭啓発を行い市民の路上喫煙防止に関する意識を高め、まちの美観の維持増進に努めています。

美化促進重点地域・路上喫煙禁止地域



ごみ・生活環境

歴史的文化遺産及び市民の生活を守るため、「アイドリング・ストップ促進重点区域」を定め、当該区域内での駐車時の不必要なエンジンの稼働を止める、アイドリング・ストップの実践に努めています。

アイドリング・ストップ促進重点区域

この区域の中では、駐車時に不必要なエンジンの稼働を停止してください。



図中のエリアは、世界遺産登録エリアを指します。

飼い犬の登録、犬・猫の譲渡

保健衛生課 ☎0742-93-8395

飼い犬の登録

生後91日以上の子犬を飼う人は、飼い犬の登録が義務づけられています。なお、奈良市では犬にマイクロチップ(MC)が装着され、かつ、下記の環境大臣指定登録機関で登録されている場合(新規登録・変更登録・飼い主情報の変更)は、MCが鑑札とみなされ飼い犬の登録手続きは不要になります。

MC装着をしない場合や指定登録機関でのMC登録を行わない場合は、出張所・行政センター・連絡所で登録の手続きをしてください。犬の登録は生涯につき1回で、登録手数料は1頭につき3,000円です。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト
<https://reg.mc.env.go.jp>



狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は、毎年1回、4月1日から6月30日の間に受けてください。生後91日以上の子犬を飼い始めた人は、飼い始めてから30日以内に受けてください。

※集合注射会場(毎年4月頃)または動物病院で受けてください。

犬・猫の譲渡

保健所では、収容された犬・猫にワクチン接種等を行った上で、終生飼うことができる人に譲渡する事業を推進しています。

施設の衛生

保健衛生課 ☎0742-93-8395

食品営業施設、クリーニング所、理容所、美容所、旅館、住宅宿泊事業、公衆浴場、興行場、温泉の利用施設、動物取扱業、特定動物の飼養施設等の許可等及び監視指導を行っています。

消費生活

産業政策課 ☎0742-34-4741

計量器(質量計)の定期検査

適正な計量の実施を確保するため、商店や事業所等で取引・証明に使用している「はかり」について隔年に定期検査を行います。

消費生活相談

「相談」欄(📖 47ページ)参照。

道路

道路建設課・道路維持課・道路インフラ保全課・土木管理課・土木管理センター

道路の新設改良・維持管理等は道路建設課・土木管理課と道路維持課・道路インフラ保全課および土木管理センターが次のような内容でそれぞれ担当しています。

道路の新設等

道路建設課 ☎0742-34-5461

- 道路・橋梁の新設改良工事
- 交通安全施設整備工事
- 道路災害復旧工事
- 啓発看板の設置

道路の管理等

道路等の補修(道路維持課)
 道路維持課 ☎0742-34-5387

市では、歩行者やドライバーの皆さんが安全通行できるように、舗装など道路の補修を進めるとともに、道路のパトロールを随時行っています。もしみなさんが道路上に穴があいていたり側溝が壊れたりしているのを見つけた時には、下記まで連絡してください。

●道路の補修や整備の相談

- 市道の場合
 - 道路維持課 ☎0742-34-5387
 - 道路建設課 ☎0742-34-5461
- 県道と国道25号(名阪国道を除く)・169号・308号・369号の場合
 - 奈良県奈良土木事務所 ☎0742-23-8011
- 国道24号と名阪国道の場合
 - 国土交通省奈良国道事務所 ☎0742-33-1391



ごみ・生活環境

街路灯(道路維持課)

 0742-34-5387

夜間の安全な通行のために設けています。街路灯の球が切れている場合は連絡してください。新設や容量変更も行いますので地元自治会とご相談のうえご要望ください。

道路の境界(土木管理課)

 0742-34-4893

市道と土地の境界を確認したい時には、境界明示の申請をしてください。里道等の法定外公共物の境界明示も市で行います。

道路の施工承認(土木管理課)

 0742-34-4893

道路の形状を変更しようとする場合は、道路工事施工承認(道路法第24条)の手続きが必要です。くわしくは土木管理課へ問い合わせてください。

道路の占用許可(土木管理課)

 0742-34-4893

給・排水の埋設および上空に取り付ける看板や日よけのほか工事用の仮囲い、足場等の工作物や物件を市道上に設けて、使用しようという場合には、道路占用許可の手続きが必要です。なお里道等の法定外公共物の占用も市で行います。ただし、許可できないものもありますので、くわしくは土木管理課へ問い合わせてください。

私道を市道に(土木管理課)

 0742-34-4893

私道を市道にするためには、認定基準を満たしていなければなりません。

●土木管理センターが担当するもの

土木管理センターでは、日常の市民生活を安全快適に住みよいまちに保つため、道路パトロールカー等で、市が管理している道路や橋梁および水路の管理と保全を行っています。

道路インフラの長寿命化修繕工事(道路インフラ保全課)

 0742-34-5164

橋梁等の道路インフラの老朽化に対応するため、計画的かつ予防的な修繕や耐震補強を行います。



河川

一級・二級河川を除き、準用河川、都市下水路、法定外公共物(普通河川、水路等)の改修・修繕・維持管理は、土木管理課と河川耕地課が次のような内容で担当しています。

河川・水路等の境界

 土木管理課 0742-34-4893

境界明示及び占用許可

準用河川(鹿川、歌姫谷川、清水川、アシダニ川、ジゴク谷川、矢川、タキダニ川、深川、上東川、深江川、大門川、古城川、浄言寺川)や法定外公共物の占用許可と境界明示、都市下水路の境界明示と制限行為許可を行っています。一級河川の境界明示は奈良土木事務所で行っています。

河川・水路等の改修・修繕

 河川耕地課 0742-34-4816

- ・準用河川の改修・修繕工事
- ・法定外公共物(普通河川、水路等)の改修・修繕工事
- ・河川災害復旧工事
- ・都市下水路の改修・修繕工事
- ・ほ場整備やため池改修等の農業生産基盤の整備

雨水浸透阻害行為の事前相談・許可申請

 河川耕地課 0742-34-4816

令和3年12月24日に奈良県内の大和川流域が特定都市河川に指定されたことに伴い、特定都市河川流域内の宅地等※以外の土地において、次に掲げる行為(以下「雨水浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある1,000平方メートル以上の規模のものを行う場合、市長の許可が必要になります。

- ・宅地等※にするために行う土地の形質の変更
- ・土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆う行為)
- ・ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)を新設し、又は増設する行為
- ・ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め固められている土地において行われる行為を除く)

※宅地等:宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

雨水浸透疎外行為の許可申請や事前相談について、くわしくは河川耕地課へ問い合わせてください。

放置自転車

環境政策課
 0742-34-5652

自転車等の放置防止

奈良市自転車等の安全利用に関する条例等により

- ① 自転車等の利用者は、市内の道路その他公共の用に供するすべての場所で、自転車等をみだりに放置して良好な生活環境を悪化させてはいけません。
- ② 駅周辺等の特に自転車等の放置を防止する必要がある区域は、自転車等放置禁止区域として定め、この区域に放置された自転車等は、即時移動・保管の対象となります。
※移動作業時に生じた車体や鎖錠の破損については、補償はしません。
- ③ 移動した自転車等は保管施設で管理しますが、移動後60日を経過しても引取りにこない場合は処分します。

放置とは？

自転車等の利用者か所有者が自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動させることができない状態を言います。(時間は関係ありません。)

自転車などの保管と返還

奈良市自転車等の安全利用に関する条例等により移動した自転車等は、下記の場所で保管しています。

- **保管場所** 大安寺西二丁目288-1 (📍 P19/H-1)
 0742-34-4546
 - **返還日** 月曜日～金曜日、第2・第4土曜日
(ただし祝日と12月28日～1月4日は除く)
 - **返還時間** 午前9時～午後4時30分
 - **返還時に必要な物**
- ☒ 鍵
 ☒ 印鑑
 ☒ 住所・氏名が確認できるもの
- ☒ 移動費 自転車2,000円・原付4,000円
- ☒ 保管費 1,000円(保管費は移動日から14日間は無料)

駅周辺の主な自転車駐車場(駐輪場)

近鉄 奈良駅	中筋自転車駐車場(市営)	0742-26-6556
	奈良自転車センター	0742-22-5475
	近鉄奈良駅中筋自転車駐車場	0742-33-7133
	山本自転車預り所	0742-22-0236
近鉄 新大宮駅	新大宮南自転車センター	0742-34-5550
	新大宮北自転車センター	0742-35-0961
近鉄 大和 西大寺駅	西大寺自転車センター	0742-44-8388
近鉄 菖蒲池駅	あやめ池自転車センター	0742-48-4499
近鉄 学園前駅	学園前北自転車センター	0742-48-4338
	学園前南自転車センター	0742-46-4430
近鉄 富雄駅	富雄自転車センター	0742-44-6773
	富雄駅西自転車駐車場	0742-47-0074

JR奈良駅	JR奈良駅西口自転車駐車場	0742-33-7133
	JR奈良駅東口自転車駐車場	0742-27-2215
近鉄 高の原駅	高の原第一自転車駐車場(市営)	0742-71-7517
	高の原第二自転車駐車場(市営)	0742-71-8337
	高の原第三自転車駐車場(市営)	0742-71-7517
	高の原第四自転車駐車場(市営)	0742-71-7517
近鉄 西ノ京駅	西ノ京自転車センター	0742-36-8198
近鉄 平城駅	平城自転車センター	0742-35-9003

※上記の駅周辺は放置自転車の移動、保管対象です。

よくある問い合わせ(放置自転車)

Q 自転車が放置されています。

A1. 自転車等放置禁止区域(駅周辺)に放置されている場合
→環境政策課にお問い合わせください。

0742-34-5652

自転車等の安全利用に関する条例等に基づき移動と指導を実施しています。

なお、各自転車等放置禁止区域ごとに放置自転車の状況等を考慮して、移動と指導の日程や日数を計画し、実施しています。

A2. 自転車等放置禁止区域外の道路に放置されている場合
→公道上(歩道、市道等)で放置自転車を発見した場合、まず盗難車両かどうかを確認するため、最寄りの交番が警察署に通報してください。盗難届が出ている場合は警察で対応します。
盗難届が出ていない場合は、警告札を貼り付け、一定期間経過後、それでもなお移動されない場合に撤去します。放置されている道路の道路管理者に連絡してください。

市道 土木管理課 0742-34-4893

県道 奈良県 奈良土木事務所 0742-23-8011

国道 奈良県 奈良土木事務所または
国土交通省奈良国道事務所
 0742-33-1391

A3. 私有地に放置されている場合

→最寄りの警察署、交番に盗難車かどうか問い合わせてください。盗難車であれば引きとられます。
盗難車でない場合は、放置されている土地の所有者等の判断及び責任において対処してください。
なお、私有地に放置されている自転車等を撤去する権限は市にありません。



ごみ・生活環境